

○伊東市総合計画審議会条例（昭和44年伊東市条例第52号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊東市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長の諮問に応じ市の総合計画策定に関し必要な調査および審議を行なわせるため、審議会を置く。

（組織）

第3条 審議会は委員30人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の役員
- (5) 学識経験者

（会長および副会長の職務）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 審議会は会長が招集する。ただし、新たに選任された委員による最初の審議会については、市長がこれを招集する。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長の許可を受けた者は会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第7条 審議会に専門部会を置くことができる。

(報酬および費用弁償)

第8条 委員の報酬並びに費用弁償の額は伊東市議会議員等の報酬および期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3号)に定める法令の規定による委員の例による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後、最初に行われる会議は第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則(昭和49年3月29日伊東市条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月31日伊東市条例第11号)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後の条例に基づく委員とする、この場合において、委員の任期は、改正前の条例に基づいて委嘱された日から起算する。

附 則(平成7年12月25日伊東市条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日伊東市条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日伊東市条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月16日伊東市条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。